○建築基準法施行令第三十九条第二項の規定に基づく屋根ふき材等の構造方法

（昭和四十六年一月二十九日）

（建設省告示第百九号）

改正　昭和四六年　六月二九日建設省告示第一一〇六号

同　四八年　一月二二日同　第　一四五号

同　五三年一〇月二〇日同　第一六二二号

平成　三年　一月二一日同　第　八六号

同　一二年　五月二三日同　第一三四八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十九条第二項の規定に基づき、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を次のように定める。

第一　屋根ふき材は、次に定めるところによらなければならない。

一　屋根ふき材は、荷重又は外力により、脱落又は浮き上がりを起さないように、たるき、梁、けた、野地板その他これらに類する構造部材に取り付けるものとすること。

二　屋根ふき材及び緊結金物その他これらに類するものが、腐食又は腐朽するおそれがある場合には、有効なさび止め又は防腐のための措置をすること。

三　屋根瓦は、軒及びけらばから二枚通りまでを一枚ごとに、その他の部分のうちむねにあつては一枚おきごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結し、又はこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふくこと。

第二　外装材は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　建築物の屋外に面する部分に取り付ける飾石、張り石その他これらに類するものは、ボルト、かすがい、銅線その他の金物で軸組、壁、柱又は構造耐力上主要な部分に緊結すること。

二　建築物の屋外に面する部分に取り付けるタイルその他これらに類するものは、銅線、くぎその他の金物又はモルタルその他の接着剤で下地に緊結すること。

第三　地階を除く階数が三以上である建築物の屋外に面する帳壁は、次に定めるところによらなければならない。

一　帳壁及びその支持構造部分は、荷重又は外力により脱落することがないように構造耐力上主要な部分に取り付けること。

二　プレキャストコンクリート板を使用する帳壁は、その上部又は下部の支持構造部分において可動すること。ただし、構造計算又は実験によつてプレキャストコンクリート板を使用する帳壁及びその支持構造部分に著しい変形が生じないことを確かめた場合にあつては、この限りでない。

三　鉄網モルタル塗の帳壁に使用するラスシート、ワイヤラス又はメタルラスは、日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二四（ラスシート（角波亜鉛鉄板ラス））―

一九九四、JISA五五〇四（ワイヤラス）―一九九四又はJISA五五〇五（メタルラス）―一九九五にそれぞれ適合するか、又はこれらと同等以上の性能を有することとし、かつ、間柱又は胴縁その他の下地材に緊結すること。

四　帳壁として窓にガラス入りのはめごろし戸（網入ガラス入りのものを除く。）を設ける場合にあつては、硬化性のシーリング材を使用しないこと。ただし、ガラスの落下による危害を防止するための措置が講じられている場合にあつては、この限りでない。

五　高さ三十一メートルを超える建築物（高さ三十一メートル以下の部分で高さ三十一メートルを超える部分の構造耐力上の影響を受けない部分を除く。）の屋外に面する帳壁は、その高さの百五十分の一の層間変位に対して脱落しないこと。ただし、構造計算によつて帳壁が脱落しないことを確かめた場合においては、この限りでない。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和五三年一〇月二〇日建設省告示第一六二二号）

この告示は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附　則　（平成三年一月二一日建設省告示第八六号）

この告示は、平成三年二月一日から施行する。

附　則　（平成一二年五月二三日建設省告示第一三四八号）

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。